

教育庁等職員の懲戒処分について

北 海 道 教 育 委 員 会  
令 和 2 年 ( 2 0 2 0 年 ) 2 月 2 6 日 付  
担当 総務政策局総務課人事グループ 内線 35-103

番号	被処分者	処分内容	事 案 の 概 要
1	道東所管機関 主事 女性 (42歳)	減 給 3 か月 〔報酬の 10分の1〕	平成23年度 (2011年度) から平成30年度 (2018年度) までの間、遅刻を繰り返した。 また、平成30年 (2018年) 4月から平成31年 (2019年) 3月までの間、上司や同僚職員に対し、繰り返し暴言を發した。